

令和5年度税制改正に伴う変更点（先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例）

項目		旧制度（～R5.3.31）	新制度（R5.4.1～）
適用要件		①設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けること ②計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること	同左 <u>（ただし、令和5年4月1日以降、新様式で申請し、認定を受ける必要があります）</u>
設備の要件		工業会証明書で証明 ①生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上 ②販売開始時期の要件	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 【投資利益率】 $\frac{\text{（営業利益＋減価償却費）の増加額}}{\text{設備投資額}}$ ※設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
対象設備・ 金額要件等	機械装置	1台 160万円以上	同左
	工具	1台 30万円以上	同左
	器具備品	1台 30万円以上	同左
	建物附属設備	1台 60万円以上	同左
	事業用家屋	取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 1棟 120万円以上	対象外
	構築物	1台 120万円以上	対象外
特例率		0%（3年間）	<u>1/2（3年間）※賃上げに関する要件追加</u>
適用期限		令和5年3月31日までに取得した資産	<u>令和5年4月1日以降、令和7年3月31日までに取得した資産</u>

○賃上げに関する要件

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無し	R5.4.1~R7.3.31	3年間	1/2 (1/2 軽減)
有り ※	R5.4.1~R6.3.31	5年間	1/3 (2/3 軽減)
	R6.4.1~R7.3.31	4年間	1/3 (2/3 軽減)

※雇用者給与等支給額の増加率が 1.5%以上となる賃上げ表明が必要（詳細については、中小企業庁 HP の手引き・Q&A をご確認ください）